

新後継年金受取人指定特約（変額個人年金保険用）

ご契約のしおり/約款

「ご契約のしおり」は、新後継年金受取人指定特約（変額個人年金保険用）についての重要な事項など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめたものです。特約の「約款」とあわせて、ぜひご一読いただき、内容をご理解いただきますようお願いいたします。

新後継年金受取人指定特約

新後継年金受取人指定特約を締結（付加）することにより、年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人をあらかじめ指定することができます。

特約の付加

- この特約は、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下同じ。）のお申し出により、付加することができます。
 - この特約を付加する場合、ご契約者は、被保険者の同意を得て、マニユライフ生命所定の範囲で後継年金受取人をご指定ください。
 - ◆終身保障特約（変額個人年金保険用A型）を付加している場合、この特約を付加することはできません。
- ※この特約のみを解約することはできません（後継年金受取人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます）。

特約の内容

- 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が新たな年金受取人となります。
 - ◆後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人は新たな年金受取人となることはできません。
- 年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときは、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。
 - ◆年金の種類として確定年金をご指定されている場合、死亡一時金のお支払いに代えて年金の継続支払を請求することができます。

後継年金受取人の変更指定または指定の撤回

- ご契約者は、被保険者の同意を得た上で、マニユライフ生命に通知することにより、後継年金受取人を変更指定することができます。また、後継年金受取人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます。
- ご契約者は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニユライフ生命にご通知ください。なお、遺言による後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

新後継年金受取人指定特約（約款）

新後継年金受取人指定特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 後継年金受取人の指定および変更

第3条 遺言による後継年金受取人の変更

第4条 年金受取人の権利義務の承継

第5条 死亡一時金または年金額の現価を支払う場合

第6条 特約の解約

第7条 特約の消滅

第8条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

新後継年金受取人指定特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に定める年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人をあらかじめ指定することを可能とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約締結の際または主契約締結後主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める年金支払開始日前までに保険契約者からの申出があった場合に主契約に付加して締結します。また、年金支払開始日以後は、年金受取人からの申出があった場合に主契約に付加して締結します。

- 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
- 第1項の規定にかかわらず、この特約は、主約款に定める夫婦年金特則と重複して付加することはできません。
- この特約を締結したときは保険証券（年金支払開始日以後は年金証書。以下、同じ。）に表示します。

（後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回）

第2条 この特約を締結する場合、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、この特約の締結時に被保険者の同意および会社の承諾を得て、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定してください。

- 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更指定し、または後継年金受取人の指定を撤回することができます。
- 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表1）を提出してください。

（遺言による後継年金受取人の変更指定）

第3条 前条に定めるほか、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、主約款に定める死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。

- 前項の後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による後継年金受取人の変更指定は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求書類（別表1）を提出してください。

（年金受取人の権利義務の承継）

第4条 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、主約款の規定にかかわらず、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。以後、後継年金受取人が年金受取人になるものとします。

- 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人がすでに死亡していたときは、後継年金受取人の指定は撤回されたものとして、主約款の規定を適用します。
- 後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 年金受取人が死亡した時と、後継年金受取人が死亡した時の先後が明らかでない場合は、後継年金受取人が先に死亡したものとみなして取り扱います。

（死亡一時金または年金額の現価を支払う場合）

第5条 年金受取人が被保険者で、被保険者が死亡したことにより、主約款に定める死亡一時金または保証期間あるい

新後継年金受取人指定特約（約款）

は年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価を支払う場合は、主約款の規定にかかわらず、被保険者の死亡時の後継年金受取人に支払います。

2. 前項の規定によって、死亡一時金または保証期間あるいは年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価が支払われる場合、後継年金受取人は、主約款に定める年金の継続支払を請求することができます。

（特約の解約）

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第7条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	請求書類
1 主契約締結後の特約の付加 ＜第1条＞	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
2 後継年金受取人の変更指定または指定の撤回 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
3 遺言による後継年金受取人の変更指定 ＜第3条＞	(1) 会社所定の後継年金受取人変更指定請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。

ご照会は

マニユライフ生命 変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間／月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社／東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621

ホームページ／<http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

 **0120-925-008** 受付時間／月～金曜日 9時～17時

祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

©マニユライフ(投商) 10-50018(22.1.21) 319414 ©

PRINTED WITH
SOYINK